

技術委員会規定

平成2年12月25日 制定

平成11年5月18日 改訂

平成26年4月1日 改訂

第1条（設置・名称）

本委員会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）定款第42条に基づいて設置する専門委員会とし、技術委員会と称する

第2条（役割）

技術委員会は、次の項目に関し会長が諮問した事項について検討して答申を行うことを任務とする

- （1）競技車両、部品の国内・国際公認に係る審査・認定に関すること
- （2）燃料油脂の認定に関すること
- （3）種目別専門委員会の依頼する技術規則の立案、統一解釈に関すること
- （4）FIM 技術規則に関する検討・提案に関すること

第3条（構成）

技術委員会は、次の各号のものの中から会長が委嘱した者を以って構成する

- （1）MFJ 特別会員の二輪車メーカーから推薦のあった者（各メーカーから1名、ただし委員長は定数外とする）
- （2）学識経験者（若干名）

第4条（定員） 8名以内

第5条（委員の任期）

1. 技術委員の任期は2年とする。ただし再委嘱を妨げない
2. 補欠により就任した当該委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする
3. 技術委員会委員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする
4. 委員は、就任時または再任時に満70歳までとする

第6条（委員長）

1. 当該委員会に委員長、副委員長を置く
2. 委員長・副委員長は技術委員会委員の互選とする

第7条（開催の期日）

原則として、毎月第4火曜日に開催する

第 8 条（定足数）

技術委員会は招集された委員の過半数の者が出席しなければ開催することが出来ない

第 9 条（決議）

技術委員会の決議は招集された委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う